

4. 地域の力を活かした農山漁村づくり

(1) 農山漁村の活性化の推進

【農山漁村活性化プロジェクト支援交付金 341(0)億円】

対策のポイント

農山漁村地域において、定住、二地域居住、都市・農村交流等を通じ、居住者・滞在者を増やすことにより地域の活性化を総合的かつ機動的に支援します。

(農山漁村をめぐる状況)

- ・ 地域人口は「社会減」から「自然減」のウェートの増大。
- ・ 都市と比較して、生活環境の格差が依然として存在。
- ・ 美しい景観、豊かな自然環境など、農山漁村への都市住民等の関心の高まり。
- ・ 2007年から大量退職が始まる団塊の世代、20代の若者の農山漁村暮らしに対する願望の高まり。

(都市と農山漁村の共生・対流に関する世論調査)

- ・ 農山漁村地域への二地域居住については、都市住民の38%が願望を持っており、年齢別では団塊の世代を含む50歳代が46%と最も高い。
- ・ 農山漁村への定住については、都市住民の21%が願望を持っており、年齢別では20歳代、50歳代が3割と高い。

(H17年11月調査、内閣府政府広報室)

政策目標

農山漁村への定住者 : 150万人増(平成28年度)

二地域居住者 : 300万人増(平成28年度)

<交付金の特徴>

- ・ 農・林・水の縦割りがなく、施設を一気に整備が可能となります。
- ・ 窓口のワンストップ化により、手続き事務を簡略化します。
- ・ 対象施設間の予算流用や年度間融通を可能とすることで、地域の実情に合わせた整備が行えます。
- ・ 国が提示するメニューだけでなく、地域が提案するメニューも支援します。
- ・ 都道府県又は市町村への助成です。

<内 容>

(1) 農林漁業の振興その他就業機会の増大

地域の創意工夫を活かしたきめの細かい生産基盤の整備や多様な地域産業の振興に必要な施設等の整備への支援

(2) 定住等促進のための良好な生活環境の確保

良好な生活環境に必要な情報通信施設の整備、集落道、簡易な給水・排水施設等の整備への支援

(3) 都市等との地域間交流の促進

市民農園などの交流・ふれあいのための施設、都市住民を対象とした農業等の技術取得のための研修施設等の整備への支援

(4) その他施策の目標を達成するために地方が提案する事業等

【定 額】

【農山漁村活性化プロジェクト支援交付金 34,088(0)百万円】

〔	担当課：農村振興局農村政策課	(03-3502-5999)
	農村振興局地域整備課	(03-3502-6005)
	林野庁計画課	(03-3502-0048)
	林野庁経営課	(03-3501-3810)
	水産庁防災漁村課	(03-3501-0697)
〕		

(2) 農地・水・環境保全向上対策の本格的実施

【農地・水・環境保全向上対策 303(0)億円】

対策のポイント

農地・水・環境の良好な保全と質的向上を図るため、地域ぐるみで効果の高い共同活動と先進的な営農活動を実施する地域等を支援する交付金を創設します。

(交付金の支払いの対象となる活動の例)

- ・ 水路や農道の機能診断、予防保全対策を行うなど、農業用施設を長寿命化する活動
- ・ 棚田の石垣積みなど、農村景観を保全・形成する活動
- ・ 水田の冬期たん水による渡り鳥のえさ場の確保など、農村自然環境を保全・再生する活動
- ・ 化学肥料や化学合成農薬の大幅低減など、環境負荷を大幅に低減する先進的な営農活動

政策目標

効果の高い地域共同の取組を5年で拠点的実施から全国展開へ全国でモデル的に実施(18年度) → 農振農用地の概ね半分で実施(23年度)

<内容>

1. 効果の高い共同活動への支援

社会共通資本である農地・農業用水等の資源を適切に保全し、質的向上を図るため、地域ぐるみで効果の高い活動を実施する地域を支援します。【定 額】

【共同活動支援交付金 25,588(0)百万円】

2. 営農活動への支援

化学肥料や化学合成農薬の使用を大幅に低減するなど、地域でまとまって環境負荷を低減する先進的な営農活動等を支援します。【定 額】

【営農活動支援交付金 2,986(0)百万円】

3. 対策の定着に向けた支援の適正かつ円滑な実施の確立

本対策の定着に向けて、地域協議会及び地方公共団体が実施する推進事務等の適正かつ円滑な実施を確立します。【定 額】

【農地・水・環境保全向上活動推進交付金 1,712(0)百万円】

(担当課：農村振興局地域整備課 (03-3501-8359(直))
生産局農産振興課 (03-3593-6495(直)))

農山漁村活性化プロジェクト支援交付金

- 農・林・水の縦割りなく施設を一気に整備
- 窓口のワンストップ化(大臣官房に体制整備)
- 対象施設間の経費の弾力的運用、年度間の融通可能
- 地域が提案するメニューも支援
- 都道府県又は市町村への助成(民間団体等へは間接助成)
- 法律上の事業とすることにより、施設用地の確保、市民農園の開設等の手続きが簡素化

IJUターン推進プロジェクト

情報基盤等の生活環境の整備や、農林水産業への就業機会の確保により、農山漁村へのIJUターンを推進。



ふるさと青年協力隊プロジェクト

都市住民が農業技術等を修得する研修施設や地元との交流の場を提供し、農山漁村に活力を付与。



二地域間居住推進プロジェクト

滞在型市民農園の整備や集落道等生活環境整備を行い、二地域間居住を推進。



農林漁業振興・定住促進プロジェクト

農業生産基盤の整備や生活環境の整備により、農山漁村の良好な定住環境を確保。



ニュービジネス創出プロジェクト

地域提案メニューを活用し、地域の独自の発想で新たなビジネスの創出を支援。



地場産品活用雇用創出プロジェクト

ブランド農産物栽培のための基盤整備や加工施設等の整備を行い、地場産品を活用した雇用を創出。



豊かな自然活用プロジェクト

農地・山林・海岸を巡る散策道や地元食材供給施設など農山漁村の豊かな自然をまるごと活用し、交流人口の増大を推進。



農地・水・環境保全向上対策の本格的実施

営農活動への支援

支援の対象とする活動

- 相当程度のもともちをもつて、化学肥料や農薬を原則5割以上低減する等の先進的取組



一体的実施

- 地域全体の農業者による環境負荷低減に向けた共同の取組



(例) たい肥の散布

支援の内容

① 先進的営農支援

取組面積に応じて交付(取組農家への配分可)

作物区分	10a当たり単価 (国の支援額)
水稻	3,000円
麦・豆類	1,500円
いも・根菜類	3,000円
葉茎菜類	5,000円
果菜類・果実の野菜	9,000円
施設で生産されるトマト、きゅうり、なす、ピーマン、いちご	20,000円
果樹・茶	6,000円
花き	5,000円
上記の区分に該当しない作物	1,500円

② 営農基礎活動支援

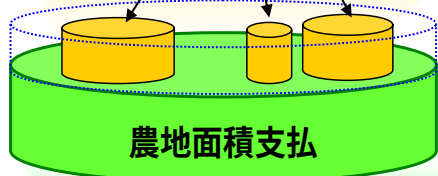
技術実証・普及、土壌・生物等の調査分析等の活動経費を支援

国の支援額
10万円/地区

営農活動への支援

農業が本来有する自然循環機能の維持・増進による地域の環境保全に向けた先進的な営農活動を支援

取組面積に応じた支払
+ 集落等を単位とする支援



- 土づくり、化学肥料・農薬の大幅低減



ステップアップ
への支援
地域においてより
高度な取組を
実践した場合に支援

共同活動への支援

農地・水・農村環境の保全と質的向上のための効果の高い共同活動を支援



ため池の草刈り



水路の生き物調査

効果の高い共同活動への支援

共同活動のイメージ

	点検・準備	計画・啓発	実践活動
誘導部分	農地・水向上(施設の長寿命化など) ✓ 施設の寿命を縮める劣化がないか点検	✓ きめ細かな補修、保全の役割分担	✓ 破損部分をこまめに補修 □ ゲートの保守管理の徹底
	農村環境向上(生態系保全、景観形成など) ✓ 地域住民やNPO等を交えた話し合い	✓ 地域全体への啓発・普及	□ 生態系に配慮した施設管理 ✓ 景観形成のための植栽等
基礎部分	資源の適切な保全管理 ✓ 施設の機能に支障が生じていないか点検	✓ 実践活動の年間計画を策定	✓ 水路の江ざらい、草刈り ✓ 農道への砂利の補充

支援交付金の単価

	10a当たり単価 (国の支援額)
水田(都府県)	2,200円
水田(北海道)	1,700円
畑(都府県)	1,400円
畑(北海道)	600円
草地(都府県)	200円
草地(北海道)	100円

※ステップアップ支援については、取組水準に応じて、10万円/地区、20万円/地区を交付(国の支援額)

(3) 立ち上がる農山漁村の基礎的条件整備と安全・安心なくらしの実現

【安全で住みよい農山漁村づくりの推進 881(932)億円】 対策のポイント

自ら考え行動する意欲あふれた農山漁村を実現するため、情報基盤や生活環境基盤の整備を推進します。また、ハード・ソフトが一体となった防災・減災対策を推進し、自助、共助、公助による安全で安心なくらしを実現します。

(「立ち上がる農山漁村」とは)

総理から選ばれた有識者会議委員が、自分たちの力による様々な活動を通じて地域を元気にしている取組を「立ち上がる農山漁村」として選定し、それぞれの取組のPRに努めてきました。その結果、各地域における活動に対する国民の関心が高まり、このような活動に取り組もうとする地域も多く芽生えています。

(デジタル・ディバイドの状況)

採算性等の問題から都市地域に比べ民間事業者の投資が期待しにくい農山漁村などでは、地理的要因による情報格差（いわゆるデジタル・ディバイド）が生じています。

市町村全域においてブロードバンド（光ファイバー等）が利用可能な市町村の割合は、人口5万人以上の市町村が80.1%であるのに対し、人口1万人未満の市町村では61.8%となっています。

(ハード・ソフトの防災・減災対策)

これまでは被害の未然防止（防災）を目的とした施設の整備などのハード整備が中心でしたが、今後は、ある程度被害の発生を想定した上で、被害の低減や短期化（減災）を目的としたハザードマップの整備や地域の防災体制の整備などのソフト対策を併せて実施します。

政策目標

- 平成24年度迄に農業集落排水処理人口普及率を61%迄引き上げ（平成17年度44% → 平成24年度61%）
- 農村地域のIT化に向けた構想づくりを3年間で30地区実施
- 集中豪雨等による被害の発生するおそれのある農用地（延べ86万ha）について、防災・減災対策を実施

<内容>

1. 地域自ら考え行動する農山漁村の先駆的取組の推進

「立ち上がる農山漁村」に選定された意欲的な取組みに対する支援体制を充実し、人々にやる気とやりがいを持たせる農山漁村づくりを推進します。

【「立ち上がる農山漁村」推進事業委託 34(40)百万円】

2. 美しい快適な村づくりへの支援

家庭からのし尿、生活雑排水などの**汚水処理施設**や、処理施設から発生した汚泥を農地に還元するための**コンポスト施設**を整備し、農村の生活環境整備や資源のリサイクルを進めます。【補助率1／2等】

【農業集落排水事業（公共） 18,846（20,940）百万円】

【村づくり交付金（公共） 25,000（25,000）百万円の内数】

3. 農村地域のIT化に向けた取り組みへの支援

農村地域における情報基盤の整備や、IT化に向けた構想づくり等を支援します。【定 額】

【農村地域IT化推進支援事業 20（0）百万円】

【農山漁村活性化プロジェクト支援交付金 34,088（0）百万円の内数】

4. 中山間地域等における農業生産条件の不利を補正

中山間地域等において農業生産活動等が継続されるよう、平地地域との生産条件の格差の範囲内で交付金を交付し、耕作放棄地の発生防止、多面的機能の確保を図ります。【定 額】

【中山間地域等直接支払交付金 22,146（22,146）百万円】

5. 農村地域の効果的・効率的な防災・減災対策の実施

湛水防除等の**ハード整備の推進**とともに、防災情報を行政機関や施設管理者等が共有するシステムの整備や施設管理者等の防災・災害対応体制の強化等の**ソフト対策を推進**し、効果的・効率的な防災・減災対策を図ります。

具体的には以下の施策を実施します。

① 防災上重要な土地改良施設について、水位、降雨量等の**防災情報をリアルタイムで行政機関、施設管理者等が共有できる**システムを構築

② モデル県においてボランティア等による防災・災害対応の指導体制強化に向けた実証調査の実施、最適な指導体制の検討及び全国的な普及・定着を推進

【定 額】

③ 湛水被害防止のための排水施設の整備や災害発生の恐れのあるため池の改修など農地・農業用施設に係る防災対策を推進

【補助率1／2等】

【国営造成土地改良施設防災情報ネットワーク構築事業（公共） 95（0）百万円】

【農村防災・災害対応指導体制強化事業（公共） 25（0）百万円】

【湛水防除事業等（公共） 46,896（50,032）百万円】

（ 担当課：農村振興局農村政策課（03-3502-5946（直））
地域整備課（03-3501-9979（直））
防 災 課（03-3501-3747（直）） ）

（４）鳥獣害防止推進対策

【鳥獣害防止対策事業（農業競争力強化対策民間団体事業）２（１）億円】

対策のポイント

鳥獣害対策の充実・強化を図るため、新たに、有害獣の捕獲体制の整備を推進するとともに、被害の発生していない周辺地域等との連携を通じた被害防止体制を構築します。

また、引き続き、県域をまたがる広域地域の被害防止対策を推進します。

（野生鳥獣による農作物被害の現状）

- ・ 全国の野生鳥獣による農作物被害金額は約200億円。
- ・ 被害金額のうち、獣類が約６割、鳥類が約４割。
- ・ 特に、イノシシ、シカ、サルの被害が獣類被害の約９割を占める状況。
- ・ 中山間地域を中心に生産意欲の減退をもたらすなど被害が深刻化。

政策目標

野生鳥獣による農作物被害の軽減

<内容>

１．被害の実態等を踏まえた対策の充実・強化

（１）捕獲体制の整備

有害獣による農作物被害防止のためには、農地への侵入防止等の取組に加え、捕獲による個体数調整が不可欠です。このため、新たに以下の対策を実施します。

① 捕獲の担い手の育成

市町村、農業関係団体職員等を対象とした捕獲の担い手の育成や捕獲実施計画の作成のための協議会の開催、捕獲の担い手としての技能の習得を推進します。

② 有害獣捕獲機材の整備

獣類等に対応した効果的な有害獣の捕獲が可能となるよう、必要なわな、檻等捕獲機材の整備を支援します。

（２）被害地域の拡大防止

被害地域とその周辺地域が一体となった被害防止対策を実施します。これにより、有害獣による被害が周辺地域へ拡大することを防止します。具体的には、新たに以下の対策を実施します。

① 被害地域と周辺地域との協力体制の構築及び被害防止実践活動の展開

被害地域と被害が発生していない周辺地域との協力体制を構築し、最新の防除技術の導入・実証を含め、被害防止の実践活動を展開します。

② 協力非農家（NPO等）の募集及び研修の実施

鳥獣被害に関心を有する非農家（NPO等）の募集及び研修を通じ、これらの者と被害地域の農業者等との協力関係を形成することにより、効果的な被害防止実施体制を構築します。

（３）広域地域の被害防止対策の推進

有害獣個体群の越境移動により、一部の都道府県の実施では、的確な個体数調整や防護対策の実施が困難となります。このため、県域をまたがる地域での被害防止対策として、以下の取組を引き続き支援します。

- ① GPS（全地球測位システム）等を活用した地域参加型の鳥獣害情報マップの作成
- ② 最新の研究成果を生かした総合的な防除技術体系の確立

【定 額】

【鳥獣害防止対策事業（農業競争力強化対策民間団体事業） １９０（１０４）百万円】

２．上記の対策と相まって、強い農業づくり交付金等各種交付金等において侵入防止柵の設置等について引き続き支援します。

[担当課：生産局農産振興課（０３－３５９１－４９５８（直））]